令和５年２月２２日

各訪問看護ステーション事業者　代表者　様

　　広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

事業者指導・指定担当課長

指定訪問看護ステーションの出張所（いわゆる「サテライト」）の設置に係る取扱いについて

　日頃から本市の介護保険事業の運営に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成２８年３月２５日付けで、厚生労働省老健局老人保健課より「訪問看護事業所の出張所（いわゆる「サテライト」）の設置について（介護保険最新情報Vol.530）」の事務連絡が発出されており、本市としても、訪問看護事業者のニーズ等を踏まえ、事業者の方に医療と介護の連携を図り、在宅における療養生活に必要なサービスを提供していただけるよう、訪問看護ステーションのサテライト設置に係る取扱いを明確にすることとしました。

ついては今後、サテライトを設置する場合は、事前に御相談していただいた上、新規指定申請書又は変更届に必要な書類を添付し、御提出いただきますようお願いいたします。

記

１ サテライト設置対象事業所（本体事業所）

 本市内の指定訪問看護ステーション

２ 設置要件等

 　別添「指定訪問看護ステーションのサテライト設置に係る取扱いについて」

 ※ 事前相談の上、設置日（毎月１日）の前々月の末日までに届け出ること。

　　　ただし、令和５年４月１日設置分については、既存の訪問看護ステーションに追加してサテライトを設置する場合のみ受け付ける。令和５年３月１５日までに変更届出書を提出すること。

３ 適用日

 　令和５年４月１日（毎月１日設置）

事前相談等は令和５年３月１日から受付

【様式等の掲載場所】

　広島市ホーム > 分類でさがす > くらし・手続き > 福祉・介護 > 高齢者 > 広島市の介護保険 > 事業者向け情報 > 様式集（指定・更新申請、変更届、体制届等）> サテライト関係様式集 > 訪問看護ステーションのサテライト設置≪ページ番号：320933≫

【問い合わせ・提出先】

〒730-8586　広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

健康福祉局高齢福祉部介護保険課事業者指定係

TEL 082－504－2721　　FAX 082－504－2136

Mail kaigo@city.hiroshima.lg.jp